

職長安全衛生教育(製造業等向け)のご案内 職長と安全衛生責任者教育の併合教育(建設業向け)のご案内

岡 崎 労 働 基 準 協 会

〒444-0831 岡崎市羽根北町一丁目3番地8

TEL (0564) 52-3692

FAX (0564) 54-0739

労働安全衛生法第60条・則40条により、その事業場が政令で定める業種に該当するときは、新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）に対し、労働安全衛生規則で定める安全又は衛生のための教育を行わなければならないことを事業者が義務付けております。当協会では、事業者が代わって教育を行う講習会を下記のとおり開催いたしますので、受講されますようご案内申し上げます。

なお、今回、建設業等にかかる安全衛生責任者との併合教育を設定しました。そのため安全衛生責任者を受講される方は講義時間を2時間延長しております。（安全衛生責任者教育のみの受講はできません。）

令和5年4月より食料品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業等も職長教育が必要となっております。

記

- 日 時 2024年6月25日(火) 8:55~16:45 ※建設業向けは19:05まで
6月26日(水) 8:55~16:45
※受付は8時40分より行います。
- 会 場 岡崎市中小企業・勤労者支援センター（旧岡崎市産業人材支援センター）
（岡崎市羽根町字小豆坂117-3）
- 定 員 30名 （※受講者数が少ない場合は、講習会を中止することがあります。）
- 受 講 料 **製造業等** 会員 12,320円（本体 11,200円） 非会員 15,620円（本体 14,200円）
建設業 会員 16,720円（本体 15,200円） 非会員 20,020円（本体 18,200円）
※受講料には、消費税・テキスト代含む。昼食はご用意しません。各自弁当等をご持参下さい。（近くに飲食店・コンビニは殆どありません。）
- 申込方法 電話にて予約をお願いします。申込書を6月11日(火)までに当協会へ提出願います。
(FAX可)。受講料は、協会事務所窓口持参または請求書発行後 振込をお願いします。
- そ の 他 納入された受講料は6月18日(火)までに取消しの連絡が無い場合は返金できません。
やむを得ない事情により、受講者を変更する場合は交代者の申込書を作成し、講習日前日までに提出し受講票の訂正を受けて下さい。
※全課程を修了した方には、修了証を交付いたします。

(参考) 職長等の教育を行うべき業種（令第19条）

1 建設業 2 製造業 3 電気業 4 ガス業 5 自動車整備業 6 機械修理業
但し、製造業のうち、次に掲げるものを除く。

（令和5年4月よりイ及びホが削除され、職長教育が必要な製造業に含まれています。）

イ 食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）

ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）

ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）

ハ 衣服その他の繊維製品製造業

ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

（開催当日、本人確認のため運転免許証、パスポート、在留カード等確認できるものをお持ち下さい。）

職長・現場監督者安全衛生教育講習申込書

製造業等 ・ 建設業 (※受講の業種を○で囲む)

2024年6月25日・26日

事業所名	会 員		
	いずれかに○ (岡崎・刈谷・豊田・西尾)		
所在地	非会員		
	〒	業 種	
	TEL	担当者氏名	
	FAX	所属部署名	
受講番号 ※記入不要	受講者氏名	フリガナ	生年月日
			西暦 年 月 日
			西暦 年 月 日
			西暦 年 月 日
			西暦 年 月 日
			西暦 年 月 日

※この申込書の個人情報は、当該講習の必要事項以外に使用することはありません。

《講習会場》 岡崎市中小企業・勤労者支援センター
岡崎市羽根町小豆坂 117-3

TEL 0564-52-4611

※会場への直接のお問い合わせは、ご遠慮下さい。

